

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の病気入院見舞金のお支払いについて
(令和5年5月8日より変更いたします)

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

平素より海南商工会議所の事業運営にご協力賜りありがとうございます。

病気入院につきましては、病気の治療を目的として医療機関に5日以上入院された場合にお支払いの対象となりますが、今般、政府より2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が示されたことや、本共済制度引受保険会社における「入院給付金および災害保険金等」の取り扱い終了を受け、当共済の病気入院見舞金につきましても、お支払いの対象を下記の通り見直すことといたしましたので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

●新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院見舞金の支払範囲

ケース		陽性診断日		
		2022年9月25日まで	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日以降
医療機関へ入院をされた方		○支払対象	○支払対象	○支払対象
宿泊療養・ 自宅療養 された場合	重症化リスクの 高い方(※)	○支払対象	○支払対象	<u>×支払対象外</u>
	上記以外の方	○支払対象	×支払対象外	×支払対象外

(※)「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」になります。

以上

※今後、法令の改正等がなされた場合など、本見舞金制度の取り扱いを変更する可能性があります。

【お問い合わせ】

海南商工会議所 共済担当 (TEL: 073-482-4363)